狭山市市民会館 新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン

令和5年3月 狭山市市民会館

目 次

<u> </u>	1
1. 利用者に実施していただく事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(1)利用の自粛·制限 ···································	1
(2)基本的な感染防止策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(3)その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
<u>2. イベント主催者に実施していただく事項</u> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
【イベント実施前の対策】	
(1)入場制限	2
(2)来場者への対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(3)イベント主催者の対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(4)感染防止策チェックリストの作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
【イベント当日の対応】	
(1)周知·広報 ······	3
(2)来場者の入場時の対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(3)会場内の感染防止策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(4)イベント主催者の感染防止策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(5)感染が疑われる者が発生した場合の対応策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(6)来場者の退場時の対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(7)その他	4
【イベント実施後の対策】	
(1)施設退去時の対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(2)適切な情報管理等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3. 施設利用にあたっての留意点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
(1)ホール ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
(2)リハーサル室 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
(3)展示室 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
(4)各控室、会議室、和室 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5

<u>Oはじめに</u>

このガイドラインは、「狭山市公共施設における新型コロナウイルス感染症拡大防止の基本的なガイドライン」及び「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(内閣官房新型コロナウイルス感染症対策本部)並びに「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」(公益社団法人全国公立文化施設協会)を踏まえ、狭山市市民会館における感染防止策として実施すべき基本的事項を示したものです。

なお、国等のガイドライン等に変更があった場合には、本ガイドラインを見直すことがあります。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、国から「緊急事態宣言」が発令された場合や「まん延防止等重点措置」が講じられた場合においては、本ガイドラインの定めによらず、施設の利用を制限する場合があります。

〈本ガイドラインにおける用語の定義〉

- ・利用者・・・施設の利用申請を行い、施設を利用する団体及びその団体の構成員等
- ・イベント主催者・・・施設で参加者を募るイベント等を主催する団体及びそのスタッフ等
- ・来場者・・・施設で開催されるイベント等に参加する者

1. 利用者に実施していただく事項

(1)利用の自粛・制限

○風邪症状等(37.5度以上の発熱または平熱と比べて1度を超える発熱、のどの痛み、咳、強いだるさ、息苦しさ、味覚・嗅覚異常等の体調不良)がみられる場合は利用を自粛してください。

(2)基本的な感染防止策

- ○入館時、アルコール消毒液による手指消毒または石鹸による手洗いの実施を推奨します。
- ○施設利用の際には、ドアや窓を開けるなどして、適宜換気を行うとともに、利用者間の ソーシャルディスタンスを確保してください。
 - また、相互接触の機会(対面での会話や近距離での意見交換等)は可能な限り減らして ください。
- ○利用した部屋の机やいす等の備品、ドアノブなど人が触れた部分の消毒を行ってください。
- ○施設内で飲食する場合は、大声での会話は避け、食器類は使い捨ての紙製のものを使用するなど、感染防止策を講じてください。
- ○使用済みのマスクやごみは各自持ち帰ってください。

(3)その他

○利用者名・連絡先の把握に努めてください。また、利用者の中に感染が疑われるものが 発生した場合には、必要に応じて保健所等の聞き取りに協力するとともに、情報提供を 行ってください。

2. イベント主催者に実施していただく事項

【イベント実施前の対策】

(1)入場制限

- ○イベント主催者は、イベントの企画にあたって、以下のような来場者の密集・密接を回避 する対策を講じてください。
 - ・開場から開演までの時間の延長(短時間に来場者が密集することを避けるため)
 - ・分散入場の実施及び入場待機列の形成
 - ・入場時のチケット確認の簡略化
- ○高齢者や持病のある方の来場が見込まれるイベントについては、感染した場合の重症化 リスクが高いことから、より慎重な対応を検討してください。

(2)来場者への対応

- ○イベントごとに来場者の氏名、連絡先の把握に努めてください。また、これらの情報が必要に応じて保健所等の公的機関に提供されることがある旨を事前に来場者に周知してください。
- 〇当日、自宅で検温を実施し、37.5度以上の発熱やその他の風邪症状に該当する場合は 来場を控えるよう事前に周知してください。
- ○入場料等を徴収するイベントを実施する場合は、払い戻し処置等について、あらかじめ 規定し、来場者に周知してください。
- ○イベント前後の感染防止に関する呼びかけを実施してください。

(3)イベント主催者の対応

○イベントごとにスタッフの氏名、連絡先を名簿等で整理してください。また、これらの情報が必要に応じて保健所等の公的機関に提供されることがある旨を事前に全員に周知してください。

(4)感染防止策チェックリストの作成

- ○イベント主催者は「感染防止策チェックリスト」(様式は埼玉県が定めるもの)を作成し、イベント主催者のホームページ等で公表してください。
- ※「感染防止策チェックリスト」の作成が必要となるイベント
 利用施設や参加人数にかかわらず、参加者を募って開催するイベント

【イベント当日の対応】

(1)周知·広報

- ○感染予防のため、来場者に対して以下の事項について周知してください。
 - ・咳エチケットの順守
 - ・手指消毒、手洗いの推奨
 - ※手指消毒用のアルコール消毒液等はイベント主催者が用意してください。
- ○来場者間のソーシャルディスタンスを確保するよう、来場者に周知してください。
- ○37.5度以上の発熱やその他の風邪症状に該当する場合は入場を控えるよう周知して ください。
- ○出演者の入待ちや出演者への差し入れ等は控えるよう要請してください。

(2)来場者の入場時の対応

- ○入場時に検温を実施し、37.5度以上の発熱やその他の風邪症状に該当する場合は入場しないよう要請してください。
- ○来場者間のソーシャルディスタンスを確保するため、来場者の誘導を行ってください。

(3)会場内の感染防止策

- ○手指消毒や換気、大声での会話抑制などの複合的な予防対策に努めてください。
- ○座席は指定席にするなどし、適切な感染防止策が講じられる配置にしてください。
- 〇ステージと最前列の客席の間は十分な距離を確保するか、アクリル板等で遮蔽し、飛沫 感染防止に努めてください。
- ○来場者間の大声での会話や接触をなるべく控えるよう、適宜アナウンス等を実施してください。
- 〇出演者と来場者が接触するような演出(来場者をステージに上げる、ハイタッチを行う 等)は控えてください。
- ○余裕をもった休憩時間を設定し、トイレなどで密集状況が発生しないよう努めてください。

(4)イベント主催者の感染防止策

- 〇各自検温を行い、37.5度以上の発熱やその他の風邪症状に該当する場合は、状況に 応じ業務を終了させ、退館させてください。
- 〇公演時は出演者間で十分な距離をとってください。また、公演前後の手指消毒を推奨してください。
- ○仕込み、リハーサル及び撤去等については、十分な時間を確保し、密集状況が発生しな いよう感染防止策を講じてください。
- ○控室等で飲食をする場合は、大声での会話は避け、食器類は使い捨ての紙製のものを 使用するなど、感染防止策を講じてください。

(5)感染が疑われる者が発生した場合の対応策

- ○感染が疑われる者が発生した場合は、速やかに別室に移動し、隔離してください。
- ○対応するスタッフは、マスクや手袋の着用等、適切な防護対策を講じてください。
- ○感染が疑われる者が発生した場合は、必要とする検査を行って罹患状況等を確認し、国 や自治体等の対応方針に沿って対応してください。

(6)来場者の退場時の対応

- ○余裕を持った退場時間を設定するとともに、退場時に密にならないよう案内するなど の対策を講じてください。
- ○出演者の出待ちや面会等は控えるよう要請してください。

(7)その他

- ○物販を実施する場合は、下記の事項を順守してください。
 - ・「立ち位置に目印をつける」、「誘導員を配置する」など、来場者間のソーシャルディスタ ンスの確保を徹底する。
 - ・マスクや手袋の着用等、対応するスタッフの適切な防護対策を講じてください。
 - ・現金等の授受を行う場合は、トレーを使用する。
 - ・見本品を置く場合は、不特定多数の人が触れないよう展示方法を工夫する。
- ○プログラム、チラシ類を配布する場合は、下記の事項を順守してください。
 - ・机等にプログラム、チラシ類を配置することとし、手渡しをする場合は、マスクや手袋の 着用等、対応するスタッフの適切な防護対策を講じてください。

【イベント実施後の対策】

(1)施設退去時の対応

- ○利用した部屋の机やいす等の備品、ドアノブなど人が触れた部分の消毒を行ってください。
- ○使用済みのマスクやごみは持ち帰ってください。

(2)適切な情報管理等

- 〇来場者の連絡先等については、個人情報保護の観点から十分な対策を講じた上で、主 催者が必要期間管理してください。
- ○感染が疑われる者が発生した場合、必要となる検査を行って罹患状況等を確認し、国や 自治体等の対応方針に沿って対応してください。

3. 施設利用にあたっての留意点

(1)ホール

- ○舞台上では、出演者間においても十分な距離を確保するなど、感染防止策を講じてくだ さい。
- 〇開演前後、休憩時間中にホワイエ等で来場者が密集・密接しないよう案内・誘導を行ってください。
- 〇開場、休憩時間に扉を開放し、こまめに換気を行ってください。また、公演中も可能な限り扉を開放し、換気を行ってください。
- ○実施するイベント等の内容により、各団体(一般社団法人合唱連盟、公益社団法人日本 ダンススポーツ連盟、クラシック音楽公演運営推進協議会、一般社団法人緊急事態舞台 芸術ネットワーク等)が定めるガイドライン等を参照し、必要な感染防止策を講じてくだ さい。

(2)リハーサル室

- 〇利用者が密集・密接しないよう、一定の距離を確保するとともに、基本的な感染防止策 を講じた上で利用してください。
- ○大声での発声や激しい運動などを伴う内容(合唱やダンスの練習等)で利用する場合は、各団体等が定めるガイドラインを参照し、必要な感染防止策を講じてください。

(3)展示室

〇利用者が密集・密接しないよう展示物等の配置を工夫し、動線を確保するとともに、基本的な感染防止策を講じた上で利用してください。

(4)各控室、会議室、和室

○基本的な感染防止策を講じた上で利用してください。